

茨城県最低賃金

令和7年10月12日から

使用者も労働者も
必ずチェック！最低賃金

最低賃金のマスコット
チェックマン

時間額 **1,074円** 前年比 +69円

* 年齢やパート・学生・アルバイトなどの働き方の違いにかかわらずすべての労働者に適用されます。

事業主の皆さまへ 賃金の引き上げを支援します。

厚生労働省

茨城労働局



茨城県

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。

助成金コールセンター

Tel:0120-366-440 (平日 9:00 ~ 17:00)

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

☑ 支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ



発注者と消費者の皆さま
も価格転嫁に御理解を！

パートナーシップ
構築宣言



働き方改革推進支援センター

働き方改革推進支援助成金やキャリアアップ助成金など、働き方改革に関連する助成金の相談を社会保険労務士などの専門家が無料で承ります。



働き方改革推進
支援センターHP

いばらき業務改善奨励金

事業場内最低賃金を30円以上引き上げた中小企業等に対し、業務改善助成金の自己負担額の2分の1を助成します。

いばらき賃上げ支援金

地域賃上げ加算支援コース ※4/1~10/12 賃上げ分まで

対象

労働者の賃金(時給額)を1,068円以下から1,074円(改正後の茨城県最低賃金額)以上に引き上げる中小企業等

支給額

- ・ 労働者1人あたり5千円(非正規の場合3千円)
- ・ 支給上限なし

New!!



賃上げ支援コース ※4/1~10/11 賃上げ分まで

対象

労働者の賃金(時給額)を改正前の茨城県最低賃金+5円以下(1,005~1,010円)から、35円以上引き上げる中小企業等

支給額

- ・ 労働者1人あたり5万円(非正規の場合3万円)
- ・ 支給上限: 最大50万円

価格転嫁促進事業

企業の適切な価格転嫁を促進するため、相談窓口の設置や専門家の派遣などによる支援を行っています。

- ▶ 茨城県価格転嫁相談窓口(株式会社常陽産業研究所内)
- ▶ 専門家による伴走支援(1社3回まで派遣可能)
中小企業診断士が企業を訪問し、課題の洗い出しから改善策の提示までを無料で伴走支援します。

☎ 029-233-6737 [対応時間] 9:00~17:00 (土日祝日除く)

県支援策に関する
特設 HP はこちら

